

GL 運用面見直し WG

②不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解釈と要件

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
A) 「不可分一体の事業」				
1.	7,8,14,15	不可分一体の事業は、案件形成あるいは協力準備調査などのような段階から認識・判断されるのか。ADB では「(ii)当該プロジェクトと並行して開発されるか、あるいは同時期に開発が計画されており」と定義されている。IFC では、関連施設の計画との関係は明確ではない。（質）	山岡 委員	不可分一体事業は、案件形成段階あるいは協力準備調査段階いずれにおいても認識・判断され得ます。ただし、不可分一体事業の判断には関連事業の詳細把握も必要となるため、そうした詳細情報が入手できた段階で判断します。
2.	11	インド国「ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ3）」はダブルデッキ構造であり、代表断面において地上と 1 階高架は道路、2 階高架はメトロとなっている。メトロは JICA 円借款、道路は相手国政府出資であり、カルナタカ州政府が両者に共通の事業監督官庁となっている（案件概要資料、2025 年 5 月 12 日）。 代替案検討の段階では、メトロと道路をそれぞれ独立して整備することが可能であるため、不可分一体の事業とは判断されないとしても、最適案としてダブルデッキ構造を採用することが決定された場合には、実際の事業計画・構造上、両事業が相互に依存することになる。ダブルデッキ構造の採用後において、計画面では独立していても、構造面や運用面では相互依存関係が成立する場合、「不可分一体の事業」として再評価する必要はないのか。この点は上記の項目 1 にも関連する。（コ）	山岡 委員	インド国「ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ3）」においては、3 つの観点（計画、機能、構造）から不可分一体性が否定されており、本件については再評価は不要と考えております。
3.	18	不可分一体事業に関連する派生的・二次的影響について、情報共有、モニタリング、緩和策の実施については、どの機関が責任主体となり、どの段階で実施体制を決定するのか。（質）	山岡 委員	当該関連事業が不可分一体事業と定められた場合、派生的・二次的影響の一義的なモニタリング・緩和策の実施主体は、当該事業の実施機関との理解です。JICA は、JICA が協力を行う事業の実施機関を通じ、当該実施機関との調整の上、合理的な範囲で情報共有を依頼すると理解し

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
				ます。 情報共有や緩和策の実施など具体的な実施体制は審査段階で相手国等と協議を行い、合理的な範囲で確認・決定します。
4.	10,11&16	現行 FAQ において採用している事業計画面からの不可分一体事業の考え方に加え、それだけで判断がつかない場合に備え、対応例①のように機能、構造等、事業運用の多面的な視点から不可分一体性を評価する事例を FAQ で示してはどうか。（コ）	長谷川 委員	FAQ の位置づけは、ガイドライン利用者が質問・疑問に思うであろう点に答えるために作成された、「よくある質問」であり、ガイドラインが環境社会配慮の原則・基本手続きを示すのに対し、FAQ はガイドライン上の記載の説明ガイドラインの解釈を示す解説書となります。そのためこうした事例は FAQ で示すのではなく、内部用資料等で取り扱いを検討いたします。
5.	9~12	事例を拝見して思うのは、クリアカットに「これは不可分一体である」と判断できる例（発電所と送電線）がある一方、メトロと道路のように、両者の関係性をより分析することで不可分一体か否かが見えてくる例もあるということです。こうした違いについて、運用のペーパーや FAQ に付記しておく、読者にはより分かりやすいのかもしれませんが。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
6.	P5	P5 運用見直しの論点。①及び②の考え方は正しいと思われる。なお、将来的に FAQ を充実させて知見を収集していく必要がある。（コ）	林 委員	ご意見参考にいたします。
7.	P11	インドのダブルデッキ高架橋の例は、計画、機能、構造の面からの不可分一体事業の定義は満たさないとされているが、一般的に考えて、ダブルデッキになっている時点で道路部分は考慮しませんという説明で納得感があるのかというような問題と思われる。JICA 事業と道路事業の主体が協力し、全体の影響に対して何らかの形で配慮するような仕組み（道路事業の主体との情報交換なども含めて）が必要ではないだろうか。したがって、不可分一体事業の定義及び計画面・機能面・構造面での評価に加えて、一般的に考えて何らかの形で環境影響が懸念されるような場合は、この影響の範囲を広く捉えるよ	林 委員	本事業は、案件形成当初は道路部分も含めて JICA 事業として検討していましたが、スコーピング WG 終了のタイミングで道路部分のみ JICA 事業から切り離す（実施機関による資金負担）旨変更がありました。そうした経緯もあり、スコーピング案の内容・方針に変更はないとして、道路部分とメトロ部分の両方の影響を想定する形として検討を進めておりました。ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		うな可能性を検討し、他機関と協力することで将来的なリスクを減らせるのではないかとと思われる。（コ）		
8.	P16	2つ目のチェックのところで、計画、構造、運用等、事業を多面的な視点から評価するときに、一般的な判断として不可分一体的な事業による環境影響の範囲が JICA 事業に関係しそうであり、かつ当該影響の発生が懸念される場合は、広い視野及び多面的な視野などの観点から調査、予測、評価及びモニタリングなどの可能性を検討するような取り扱いが、将来的なリスクを軽減するのではないかと。または、その懸念を不可分一体的な事業の実施主体と共有し、全体の影響を軽減するような配慮が必要であろう。（コ）	林 委員	FAQ に記載のとおり、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な対応を確認し、相手国等に申し入れます。その過程でご指摘のような要素を検討し、相手国等と懸念を共有し、全体の環境社会影響を軽減するような配慮を検討します。
9.	10 頁 16 頁	インド国「ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ3）」は、FAQ の定義だけでなく、3 つの観点（計画面、機能面、構造面）から不可分一体性と満たさないと説明しているが、本事業はダブルデッキという「構造上の一体性」と「事業・制度上の分離」の乖離（ネジレ、ギャップ）が存在する。 本事業のメトロ部分と道路部分（フライングオーバー部）には当初インド政府側と JICA 側に不可分一体性に認識の違いはなかったのか。計画面・構造面・機能面から、不可分一体性を満たさないという説明は、円借款事業を行う計画面からのギャップはないのか。（コ）	重田 委員	本事業は、案件形成当初は道路部分も含めて JICA 事業として検討していましたが、スコーピング WG 終了のタイミングで道路部分のみ JICA 事業から切り離す（実施機関による資金負担）旨変更がありました。そうした経緯もあり、スコーピング案の内容・方針に変更はないとして、道路部分とメトロ部分の両方の影響を想定する形として検討を進めておりました。 いずれにしても、本事業においては、計画面・構造面・機能面から不可分一体の該否を確認しており、ご指摘の円借款事業を行う計画面からのギャップはないと認識しております。
10.	16 頁	事業を多面的視点から評価するとは、計画面、機能面、構造面の 3 つの観点から行うのか、事業の機能が多面的、複数に跨る場合は、当該事業に直接かつ大きく関連しているのか、同時期の実施が想定されるのかといった要素も考慮の上検討を行うとあるが、この検討の判断はいつどこで誰が決定するのか。（質）	重田 委員	計画面、機能面、構造面の 3 つの観点というのは、あくまでもインド国「ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ3）」案件での観点となります。個別事業の内容・特性に応じて、不可分一体事業か否かの検討を理想的にはスコーピング段階において JICA が行います。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
11.	7	他の機関の「Associated facilities（付帯施設）」という用語は、JICA での「不可分一体の事業」と比べ、幅広い印象を受けます。「付帯施設」開発という用語を用いなかった理由をご教示ください。特に、事業と施設という性質の違う用語の使い分けについてご教示ください。（質）	鋤柄 委員	「不可分一体の事業」という用語は 2010 年 4 月 1 日付で公布された「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」から用いられた用語です。 用語を採用した当時の理由を断定的に申し上げるのは困難ですが、同ガイドラインを検討する有識者委員会において、NGO 団体の皆さまから「JICA は、道路、発電所、港湾等鉱山の周辺インフラに対する協力事業を審査する際には、鉱山事業自体による環境社会影響も不可分一体のものとして環境レビュー、意思決定、モニタリングを実施すべきである。」というご提案（document26_03.pdf）を頂き、その用語が採用されたものと思料します。 なお、2014 年のガイドライン運用面の見直し時には、IFC 等の Associated Facilities にかかる基準を参照しつつ、対応する形で「不可分一体の事業」の基準を明確化おり、必ずしも「不可分一体の事業」が Associated Facilities より狭い範囲を意図したものとして整理されたとは認識しておりません。
12.	P13-16	不可分一体事業については、日本語表記の仕方により、混乱が生じているように思います。 不可分一体事業／施設(associated facilities)は、国際金融機関(MDBs)の定義を JICA も踏襲していると考えられますが、世銀、ADB、IFC に共通する考え方は、プロジェクトにより資金が提供されないが、プロジェクトと同時期に計画され、プロジェクトの実施のために不可欠であり、また、プロジェクトが実施されない場合には行われない事業／建設されない施設というものです。大規模施設建設に際してのアクセス道路の建設などが典型例と言えると思います。このような定義を JICA が変えることは、MDBs の間で認識の齟齬をきたすので、避けた方が良くと思います。	鈴木 (克) 委員	「不可分一体の事業」という用語が採用された経緯等は No. 11 の回答をご参照ください。表現の修正は、ガイドライン本文上の表記や意味合いを見直すこととなるため、今回の運用見直しでの検討は難しい点ご理解願います。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		ベンガルール・メトロ建設事業で採択されたダブルデッキ方式は、日本語の「不可分・一体」というイメージに合致すると思いますが、MDBs が採用する定義には該当しません。ダブルデッキ方式の鉄道と道路との複合影響については、JICA 協力事業である鉄道と道路事業との累積的影響として扱うことが適切と考えます。 「不可分一体」という日本語の表現のために混乱が生ずるのではないかと思いますので、associated facilities または associated activities の日本語訳を、「JICA 協力事業に付帯する関連施設」（例えば、プロジェクト付帯施設／プロジェクト付帯活動）のように変更すると良いかとも考えます。（コ）		
13.	12,13,14,15,16	12 ページのポイントで示されている点について、世界銀行やアジア開発銀行での定義「(i)プロジェクトに直接かつ大きく関連しており、(ii)当該プロジェクトと並行して開発されるか、あるいは同時期に開発が計画されており」も取り入れる、または参照すべき考え方として提示する方向でしょうか。（質）	鋤柄 委員	今回の運用見直しでは当該記載に基づく FAQ の修正までは行わず、個々の案件において参照するべき考え方とする方針です。
14.	P13-16	不可分一体事業については、実施主体が異なるとしても、JICA 協力事業の実施主体が環境社会配慮に関して相応の責任を有するべきと考えます。（コ）	鈴木 （克） 委員	不可分一体事業の実施主体が異なる場合であっても、JICA 協力事業の実施機関が環境社会配慮上まったく関与しない事は望ましくないと考えられ、JICA として必要に応じ相手国政府等に申し入れるものと理解しています。一方、権限や役割により限界もあり得るところ、具体的な対応は、環境社会影響の重大性、実施機関の法的権限、情報へのアクセス及び関係主体に対する影響力等を踏まえ、案件ごとに合理的な範囲で検討せざるを得ないものと考えます。
15.	P13-16	不可分一体性に関しては、本来環境社会影響により判断されるものではないと考えますが、環境社会配慮助言委員会は、スコーピング段階において、環境社会配慮との観点から不可分一体事業についても留意すべき事項があれば指摘することが重要と考えます。（コ）	鈴木 （克） 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
16.	スライド 10,16	ベンガルールメトロ案件では重要な議論が行われ、「計画面」「機能面」「構造面」という 3 つの視点が提示されましたので、運用方針案の「...計画、構造、運用等...」の表現も「...計画、機能、構造等...」とした方が分かりやすいのではないのでしょうか。（コ）	二宮 委員	ご指摘を踏まえて修正しました。
17.	16	「派生的・二次的影響、累積的影響」は、JICA 協力事業に起因する影響の派生/二次/累積影響を考慮することが前提ですが、「不可分一体」の事業（施設、活動）による影響を考慮する場合、考慮すべき「影響」は JICA 協力事業に起因する影響か否かは関係なく、不可分一体の事業による影響の全体に対し、GL の支援と確認の責任が生じるという理解ですか？（質）	柴田 委員	「不可分一体」の事業とされた場合、JICA は ガイドラインに沿って、直接的影響や間接的影響を合理的な範囲において確認を行います。
18.	11	ベンガルールメトロ建設事業のダブルデッキ高架橋の影響評価では、メトロと道路の双方に起因する影響で重ね合わせが生じる部分（大気汚染、騒音振動、景観も？）が考慮の対象となりました。これは（P30 にも書かれていますが）累積的影響評価の好例のように思われます。（コ）	柴田 委員	ご意見参考にいたします。
B) 「派生的・二次的影響」				
19.	P23	メトロや MRT といった公共交通機関の開発に伴う沿線の土地価格の上昇*は、多くの事業で起こり得る派生的影響であるため、住み慣れた地域で継続して生計回復を促す対応策として、公共交通機関の開発とセットで駅前の再開発を行い、その一環で低廉な家賃の公営住宅を整備することを念頭に、援助対象国に、その対策を促すことが重要です。 （公共交通機関の整備と駅前再開発を不可分一体とまでは言わないものの、日本の開発援助ならではの鉄道整備に付随した駅前再開発をセットで政策提言を行っていただきたいです。） *開発利益の帰着(Land Value Capture(LVC)) （コ）	小椋 委員	ご意見参考にいたします。
20.	P17~25	沿岸の発電所建設や治水事業（ダム、護岸）といった事業では、漁獲量への影響が懸念されますが、漁業補償を派生的・二次的	小椋 委員	ガイドライン別紙 1 で生計手段の喪失への対応が定められており、引き続きこの考え方にに基づき、適切な環境社

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		な Economic Displacement（経済的な移転）として捉えることが必要ではないでしょうか。（コ）		会配慮が行われていることを確認します。
21.	P17~25	上記と同様に、沿道（旧道）で商店を営む住民が、バイパス道路やトンネルの建設により、商店経営に影響を及ぼす場合も、Economic Displacement として捉え、因果関係の調査と（因果関係の濃淡にも依りますが、）営業補償は必要です。（コ）	小椋 委員	上記 No. 20. 回答ご参照ください。
22.	P17~25	その他にも、地下鉄事業により地下水脈が分断され、井戸が枯れる「水枯渇」、高架構造の建物が影響する「日照障害」や「電波障害」、沿道の建物が高架道路や鉄道の振動で同建物に「ひび割れ」が生じる事案、道路や鉄道の沿道・沿線の住居で受ける「騒音」が受忍限度を超えるといった派生的・二次的な負の影響が想定されますが、これまで、JICA の開発事業では、明確な基準がないため、対応策が不十分だったのではないのでしょうか。（コ）	小椋 委員	ガイドラインにおける派生的・二次的影響の定義や基準が明確ではないというご指摘と理解します。世銀や ADB においても明確な定義や基準はないと認識しており、引き続き、合理的と考えられる範囲内でこれらの影響を考慮していきます。またモニタリングや第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促しています。
23.	P19	世銀 ESS1 “28. The environmental and social assessment, informed by the scoping of the issues, will take into account all relevant environmental and social risks and impacts of the project including.”に準拠した事業損失補償の Best Practice の調査は可能でしょうか。（質）	小椋 委員	世銀事例に基づく、事業損失補償に関するベストプラクティスの調査は難しい点ご理解ください。
24.	10,11,23	インド国「ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ3）（協力準備調査（有償））ドラフトファイナルレポート」によると、ダブルデッキ構造では、メトロと道路事業間の派生的・二次的な影響が懸念される。このような複合事業（構造物）では、派生的・二次的影響をどのように把握し、建設段階から運用段階まで継続的にモニタリングするのかを整理していただきたい。ドラフトファイナルレポートでの回答表 NO.14（2025 年 11 月 14 日）において、「道路部分の建設・運用がメトロ部分に与える騒音・振動・大気汚染などの環境・社会影響を累積的に考慮することが重要と認識しており、道路とメトロ双方の影響を踏まえた統合的な影響評価と緩和策（交通管理、騒音対策、大気質管理、施工調整等）を整理している」と記載されて	山岡 委員	本案件においては、道路部分もメトロ部分も建設・維持管理は実施機関が同じであり、どちらも環境社会影響をモニタリングすることになっています。 もし実施機関が異なる場合は、合理的、可能な範囲でモニタリングを実施するように相手国等に働きかけを行います。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		いる。（コ）		
25.	26	派生的・二次的影響のモニタリング計画が重要である。派生的・二次的影響は不確実性が高いため、モニタリング計画の見直し条件や見直し時期もあらかじめ設定することが重要ではないか。（コ）	山岡 委員	派生的・二次的影響については、発現の有無、時期、程度を事前に特定することが難しく、環境社会影響の重要性、予見可能性、事業との因果関係及びモニタリング指標設定の実行可能性を踏まえ、案件ごとにモニタリング要否や計画を検討・判断しています。 また、派生的・二次的影響の場合、環境社会配慮の実施主体は相手国等かつ JICA 事業とは異なる実施機関であることが多く、JICA や相手国等が当該実施機関に及ぼしうる影響力に応じて、具体的な対策やモニタリングを求めることから、情報収集や働きかけ等、合理的に実施可能な範囲で引き続き対応します。
26.	4	生態系の連続性に起因する派生的・二次的影響について、上流・下流など事業地を越えた影響を考慮する視点は重要と思います。モニタリング範囲の設定にも反映されることを期待します。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。モニタリングについては、上記 No. 25. 回答ご参照ください。
27.	35,36	個別案件で得られた事例や対策の知見を体系的に蓄積し、今後の事業に活用できる仕組みが必要ではないか。（コ）	山岡 委員	ご意見参考にいたします。
28.	20	世銀の ESS1. Annex 1, Para 3、2 行目の in an integrated way（一元的な方法で）は具体的にどのようなやり方をイメージしていると考えられるか。（質）	長谷川 委員	環境面と社会面、直接的影響・間接的影響・累積的影響、及び ESS1-10 で扱われる各リスクを相互に切り離して個別評価するのではなく、一つの環境社会アセスメントのプロセスとして総合的な方法で評価することをイメージしていると考えます。
29.	23	ベンガルール・メトロ建設事業フェーズ3では、TOD、とくにアフォーダブル住宅の推進やインフォーマルエコノミーに十分配慮した沿線開発をすること（助言 5）がメンションされました。これは、事業によって生じ得る派生的・二次的影響を事前に見通して計画に組み込むとともに、長期的な地域のあり方を考慮した、ポジティブな環境社会配慮の事例に相当する	石田 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		と考えます。こうした事例については、環境社会配慮のプラスの側面を示すものとして整理し、公開しておくのが良いのではないのでしょうか。なお、TOD はこの案件だけでなく、他の事業にも登場していたと思います。（コ）		
30.	24、25	セネガル国ンダヤン多機能港マスタープランの助言案でも、ウミガメの産卵地への影響（助言 4）や零細漁民の生計への影響（助言 6）が指摘されました。これらは本来、港湾開発が進む地域全体の計画段階で検討されるべき論点であり、個別事業ごとに環境社会配慮を積み上げるだけでは重要な影響を見落とす可能性があります。 沿岸域では複数の開発事業が同時並行で進む場合などは、港湾建設、コンテナターミナル整備、浚渫、護岸工事、漁港改修などが別々の主体によって進められる場合、それぞれの影響は小さく見えても、総体としては生態系の分断、産卵地の縮小、漁場アクセスの悪化、零細漁民の生計の不安定化など、派生的影響・二次的影響・累積的影響として現れる可能性があります。こうした累積的影響を適切に把握するためには、事業単位ではなく、湾・沿岸域全体を俯瞰した環境社会配慮の枠組みが今後も引き続き検討されてほしいと考えます。 今後は、相手国との協議においても、こうした「エリア全体での環境社会配慮」の考え方を積極的に共有し、個別事業がバラバラに進むことで脆弱な漁民や生態系が取り残されることのないよう、より統合的なアプローチを検討していく必要があるやに思えます。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
31.	P24	おそらく、道路事業の場合の沿線開発の進展、生態系サービス依存コミュニティへの影響など、いくつかの典型的なタイプがあると思われるので、様々な JICA のプロジェクトの実施を通じてそれらの知見を収集しておく必要がある。この際、JICA 事業の範囲と、間接影響の範囲は一致する必要はないが、どのような間接影響が生じそうかの知見を収集することが重	林 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		要である。間接影響が予見される場合は、P23 のインドの例のように関連機関に事前に懸念・留意事項を伝えるなどの配慮をすることで全体の影響に配慮するような仕組みが重要と思われる。（コ）		
32.	23 頁	「本事業において、新たな道路整備に伴う誘発開発、アクセス増、土地利用変化の可能性があったが、こうした影響について代替案検討において影響を加味」と書いてあるが、例えばカンボジア国「国道 1 号線・メコン架橋整備事業」において、架橋整備に伴う従来からの渡船場型ビジネスから新規国道沿いビジネスに移行したが、旧来の商店街・宿泊施設への経済的商業的リスクへの影響を不可分一体の事業の「派生的・二次的影響」の範囲と見る必要であると考え。（コ）	重田 委員	カンボジア国「国道 1 号線・メコン架橋整備事業」のケースは、派生的・二次的影響ではなく直接的影響であると考えます。 ガイドラインに基づき、こうした生計手段の喪失に対して、あらゆる方法を検討して回避に努めます。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策を講じられるように相手国等を支援いたします。
33.	18 頁 19 頁 25 頁	「派生的・二次的影響」は、「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」と定義している。例えば途上国の鉱山開発で、開発がもたらす大気汚染、水質・土壌汚染など環境公害による環境汚染と住民の健康被害の影響は予測可能な影響と考え、影響を調査・検討・モニタリングをするのか。（質・コ）	重田 委員	提示された事例、すなわち、途上国の鉱山開発で、開発がもたらす大気汚染、水質・土壌汚染など環境公害による環境汚染と住民の健康被害の影響は、直接的な影響と考えられるため、そのような場合は調査・検討・モニタリングするのが適切であると考えます。
34.	25 頁	個別事業の「派生的・二次的影響」において、プロジェクトの因果関係をどのように関連づけるのか。事前調査の段階で影響の範囲や調査・予測をどこまで行うのか。影響が軽微、又は因果関係・予見可能性が低い場合とは、どの段階でわかるのか。事前調査の段階で明らかになるのか。（質）	重田 委員	スコーピング案を作成する段階である程度の影響範囲や調査範囲を定め、それに基づき調査・予測を行います。影響や因果関係・予見可能性の程度は調査段階で明らかになると理解しますが、合理的と考えられる範囲で因果関係を確認します。
35.	25 頁	個別事業の「派生的・二次的影響」が一定程度予見される場合、EMP/RAP 等へ反映し、モニタリングを行った方が良い。（コ）	重田 委員	JICA は想定される環境社会影響について、引き続き、相手国等にモニタリングを行うことを働きかけます。また、JICA は、一定期間、相手国等によるモニタリングのうち重要な環境社会影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果を合理的な範囲で確認します。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
36.	18,24,25	派生的・二次的影響範囲は対象により異なります。例えば生物の場合は、繁殖・採餌等の生活史に関わる範囲となり相当広範囲になります。対象ごとに適切な影響検討範囲が設定され、モニタリングが実施されるよう、これまでの事例を紹介することが効果的だと思います。（コ）	鋤柄 委員	ご意見参考にいたします。
37.	25	対応内容のイメージの 3 番目の方針に関し、プロジェクト地域における、様々な知見を総合し、各関係者の意見も合わせ幅広く予測・検討していく点は優れていると思います。（コ）	鋤柄 委員	ご意見参考にいたします。
38.	P25	P25 の「JICA・相手国等の影響力に応じて」とはどのように判断されるのでしょうか。（質）	鈴木 （克） 委員	個別事業において相手国等との協議や情報収集を進める中で、JICA や相手国等がどの程度影響評価の実施や緩和策の策定に関与できる権限や実務上の働きかけの可能性があるか、という点を確認・検討しながら判断を進めます。
39.	スライド 25	「影響範囲が想定できる場合、...JICA・相手国等の影響力に応じて評価深度と対応策を変える。」の部分は具体的にどのような状況を想定しているのでしょうか。ガイドラインの効力をどの程度まで及ぼせるか、あるいは相手国の国内法や手続きの範囲で対応できるか、という意味でしょうか。表現がわかりづらく感じる。（質）	二宮 委員	上記 No. 38. 回答ご参照ください。
40.	P25	「同一流域・回廊・大気域等で重大な影響が想定される」というのは、JICA 協力事業では計画されていないが、同事業に起因する予測可能な開発により重大な影響が想定される場合と解釈して良いのでしょうか？また、そのような場合には、影響評価の対象地域やセクターを拡大した追加的な分析を JICA もしくは実施機関が行うのでしょうか？その場合、環境社会影響の検討と同じ手続きが取られるのでしょうか？それに関連して、関係機関との協議を行う場合には、調査分析や対策に関する実施の担保は得られるのでしょうか？ なお、そのような大規模な影響が考えられるような開発行為がある場合には、派生的、二次的な影響というよりは、他の活動との累積的影響の検討と考えたほうが良くはないでしょう	鈴木 （克） 委員	派生的・二次的影響は「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を目安としています。そのため、このような場合には JICA が協力を行う実施機関がその影響評価を合理的と考えられる範囲で実施することになります。その際には、調査分析や対策に関する実施の担保が得られるように、必要に応じて関係機関と調整します。 ご指摘の通り、「同一流域・回廊・大気域等で重大な影響が想定される」場合、累積的影響を検討する必要がある場合もあると認識します。その場合、JICA が協力を行う

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		か？派生的・二次的影響と累積的影響との違いをどのように考えれば良いのでしょうか？（質）		対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積も評価の対象として検討します。 なお、派生的・二次的影響と累積的影響の定義と差異はFAQの通りですが、両者は必ずしも排他的（二者択一）ではなく、また、個々案件の事情に応じて判断されると理解しています。
41.	5 頁 全般	それでもまだ「派生的・二次的影響」と「累積的影響」の定義の違いが明確でなく、分かりにくい。明確な違いを出して、簡易な具体的事例をいくつか出して説明した方が良い。両者を表、図、ポンチ絵にするなど分かりやすく説明した方が良い。（コ）	重田 委員	上記 No. 40. 回答ご参照ください。
42.	P19-25	JICA が準拠している IFC の定義に対し、世銀や ADB は、間接影響(indirect E&S risks)という極めて幅広い概念を示す表現を用いていることに留意する必要があると考えます。 何が直接的影響であり、何が派生的・二次的影響（間接的影響）であるかの判別はどのように行うか、必要に応じ具体例を示すことにより、明確化すると良いと考えます。 基本的に、派生的・二次的影響についてはできるだけ幅広にとらえることが、環境社会影響という観点からは好ましいと考えます。 そのような影響には、ポジティブ、ネガティブ双方の影響が考えられますが、可能な範囲でどちらの影響も評価することが好ましいと考えます。 ただし、派生的・二次的影響についてはプロジェクトの種類ごとに大きく異なる可能性があるため、環境社会配慮助言委員会としては、情報が入手できる範囲内で、スコーピング段階で必要と考えられる活動や項目を特定すると良いと考えます。 なお、この段階では定量的な判断は難しいと考えられるので、定性的に関連活動やそれにより派生する蓋然性の高い項目を	鈴木 （克） 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		指摘することが適切であり、DFR の段階で、得られた情報により可能な範囲で定量的な評価を行うよう努めると良いと考えます。（コ）		
43.	スライド 24,35	影響範囲について、累積的影響のように事例を示すことも有効ではないでしょうか。例えば交通インフラ関連事業では道路整備による沿線の開発、鉄道整備による駅前の開発等が想定される（ベトナム「ハノイ市ファッヴァン～カウゼー高速道路事業」など）ので、自然環境への影響（水質、森林伐採、土地造成等）や社会環境への影響（非自発的住民移転等）が生じやすいセクターだと思います。（コ）	二宮 委員	ご意見参考にいたします。
44.	スライド 24	方法論に関連して、影響が一定程度予見される場合の対応内容の一つとして、ステークホルダー協議時に派生的・二次的影響の可能性に言及することとし、利害関係者の懸念を調査に反映することが重要です。（コ）	二宮 委員	ご意見参考にいたします。
45.	19	（「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発」による影響ではなく、）JICA 協力事業（そのもの）により発生した環境社会影響の間接的影響は調査・考慮すべき影響に含まれ得るという理解でよろしいですか？（例えば、JICA 協力事業が種 A の個体群に影響を与えたことが原因となって、別の地域で種 B の個体群に影響が生じるといった因果関係の経路(Cause-and-Effect Pathways)が想定されるもの。）（質）	柴田 委員	ご指摘の通り現行ガイドラインでは「間接的影響」という用語が用いられていませんが、それが JICA が協力を行う対象の事業に起因する派生的・二次的影響と考えられる場合、調査・考慮すべき影響に含まれると考えます。
C) 「累積的影響」				
46.	P36	累積的影響の調査項目とその範囲、加えて、時間軸を所与のリソース（予算、人員、時間）の範囲内で決める必要があると考えますが、特に時間軸は、時間の経過とともに事業以外の要因が生じ、決めるのは難しいと理解するところ、どのように GL で落とし込みますか？（質）	小椋 委員	時間軸は世銀を参照に、「過去、現在、計画外だが合理的に予測可能な活動」を念頭に置き、被影響者の懸念や科学的懸念に基づき重要と認識された累積的な影響について調査項目として検討します。
47.	10,11,30	インド国「ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ3）（協力準備調査（有償））ドラフトファイナルレポート」では、メ	山岡 委員	全ての事業において、事業ごとの寄与度を分離した上で、累積的影響を定量的に評価することは想定していません

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		トロと道路の各事業による累積的影響が懸念される。両事業は、建設中は別々の工事になるものの、運用中はメトロと自動車は同時期に通過することが多い。したがって、騒音・振動・大気汚染などは実際に計測して、累積的な環境影響を評価することは可能と考えられるが、事業ごとの寄与度を分離した上で、累積的影響を定量的に評価することを想定しているのか。これは派生的・二次的影響の評価分析にも関連する（ドラフトファイナルレポートでの回答表 NO.14（2025 年 11 月 14 日））。（コ）		が、その手法が適切である場合にはそうした手法の採用も検討します。
48.	30	複合事業においては、建設段階から運用段階までの累積的影響を継続的に評価し、その結果を事例として共有することが今後の事業に効果的ではないか。（コ）	山岡 委員	ご意見参考にいたします。
49.	30	累積的影響のモニタリング計画が重要である。累積的影響は事業の進捗に応じて変化するため、モニタリング計画の見直し方法や見直し時期もあらかじめ整理しておく必要があるのではないか。（コ）	山岡 委員	ご意見参考にいたします。
50.	30	モニタリングの実施期間はどのように設定するのか。また、モニタリングを終了する判断基準をあらかじめ設定する必要があるのではないか。（質・コ）	山岡 委員	モニタリング実施期間について一律での期間を設定することは難しいと想定しますが、想定される累積的影響に応じてモニタリング計画において期間を設定し、JICA は実施機関に対してモニタリングの実施を求めています。
51.	35,36	累積的影響に関する事例や対策を継続的に蓄積し、今後の案件形成に活用できるようにしてはどうか。（コ）	山岡 委員	ご意見参考にいたします。
52.	36	IFC の Good Practice Handbook を参考にするだけでなく、JICA 独自の事例や教訓を整理したガイドブックやハンドブックの作成を検討してはどうか。（コ）	山岡 委員	ご意見参考にいたします。
53.	28&32	累積的影響の説明で、incremental impact の訳が「追加的な」影響または「段階的な」影響の 2 種類あるが、使い分けている特別な意図があるか。（質）	長谷川 委員	使い分けの特別な意図はありませんので、スライド 32 の「段階的な」という記載を FAQ の表現にあわせ「追加的な」へ修正しました。
54.	30	「～ダブルデッキによる道路、メトロに起因する大気汚染、騒音・振動の複合影響については～」の「複合影響」は累積的影響	長谷川 委員	助言委員会からの助言では「複合影響」となっており同表現を使用しましたが、当該案件においては累積的影響

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		響とみなすのか、あるいは他の概念なのか。（質）		という意味合いで使用していたと認識しています。
55.	36	「～JICA・相手国等の影響力に応じて評価深度と対応策を変える。」とあるが、具体的には何に対するどのような「影響力」なのか。（質）	長谷川 委員	上記 No. 38. 回答ご参照ください。
56.	P36	「JICA・相手国等の影響力」とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。（質）	鈴木 （克） 委員	上記 No. 38. 回答ご参照ください。
57.	35	累積的影響の事例は分かりやすく、とても参考になると思います。一方で、事例 4 については、魚類も陸上動物も、影響の発生の仕方によっては累積的影響の場合もあれば、二次的影響となるケースもあり得るのではないのでしょうか。こうした点についても、事例の説明に補足があると、関係者にとってより分かりやすいのではないかと思います。（質・コ）	石田 委員	ご指摘の通り、累積的影響の場合もあれば、二次的影響となるケースもあり得ると理解します。ご意見参考にいたします。
58.	35、36	バングラデシュ国チョットグラム - コックスバザール幹線道路整備事業（フェーズ 2）では、スコーピング段階のワーキンググループにおいて、アジアゾウへの影響が累積的に及ぶ可能性が懸念されました。 このケースにおいて、累積的影響を考えることの重要性は、以下の点に集約されます。 1. 単一事業では見えない“広域の変化”を捉えられること。 2. アジアゾウのように広域を移動する種では、回廊の分断が進み、遺伝的連結性の低下や繁殖率の減少につながる可能性があります。 3. ゾウの移動阻害は森林再生や種子散布の低下を通じて地域住民の生計にも影響が及ぶこと。 4. 移動ルートが限定されることで人間生活への被害も累積的に増加する恐れがあること。 結果として地域住民の安全確保や補償負担が累積的に大きくなる。 こうした点を踏まえると、スコーピング段階から広域的な視点での調査を確保することができれば、より効果的な回避策・代替案の設計につながると考えられます。累積的影響の視点	石田 委員	世銀 ESS1 脚注 22 において、潜在的な累積的な影響はできるだけ早く、理想的にはスコーピングの一部として決定されると記述されており、ご指摘の通り、スコーピング段階から広域的な視点での調査を確保することができれば、より効果的な回避策・代替案の設計につながると考えます。 この点については、時間的・人的・予算的制約があるなかでも可能な範囲で、累積的影響に限らず、不可分一体の事業、派生的・二次的影響の視点をスコーピング段階から組み込むことに引き続き留意します。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		を初期段階から組み込むことは、単なる環境配慮の強化ではなく、事業の持続可能性を高めるための不可欠なプロセスだと考えられるのではないのでしょうか。（コ）		
59.	P35	2つ目のチェックについて、累積的に影響するような環境影響として考えられるのは、ここで取り上げられている①から⑤に加えて、二酸化炭素、廃棄物、自然や森林への影響などが考えられる。その他の例もある可能性があるもので、これらについても事例を積み上げていく必要がある。（コ）	林 委員	ご意見参考にいたします。
60.	27 頁 30 頁	個別事業の「累積的影響」が事前調査段階での情報が不十分な場合、モニタリングを通して影響をフォローすることは必要である。（コ）	重田 委員	ご意見参考にいたします。
61.	28,35,36	現在の或いは計画されている他の事業に JICA の事業が加わることに依る累積的影響と、JICA の事業に「将来の活動」の影響が加わることに依る累積的影響の 2 面があることを、明示的に示されたほうが分かりやすいと思います。（コ）	鋤柄 委員	ご意見参考にいたします。
62.	30,35	IFC があげている 5 例を含め、計画時の予測との乖離を的確に捉えることができるモニタリング体制を作ることが重要だと思います。（コ）	鋤柄 委員	ご意見参考にいたします。
63.	P27-36	累積的影響については、JICA 協力事業による影響と、他の開発行為による影響とを加味した複合影響を評価するものと理解しています。その場合、FAQ では何らかの開発行為が行われることが累積的影響検討の前提であるように読めますが、特定できない様々な活動により既に環境が悪化している場合における JICA 協力事業による追加的影響も累積的影響とみなされると解釈して良いのでしょうか。（質）	鈴木 （克） 委員	通常的环境アセスメントプロセスにおいて、ベースライン調査を行い、既存の環境汚染を含む現況を踏まえた影響予測と評価を行います。
64.	P36	累積的影響については、現在または予測される将来における JICA 協力事業の影響が EMP 等の対策により、最小化されている場合に JICA 協力事業による影響は軽微でありネグリジブルであると評価することが考えられますが、既に環境が著しく悪化している場合には、軽微であっても JICA 協力事業による追加的影響を無視できないと考えます。その場合には、関	鈴木 （克） 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		係する主体等に対して環境改善の働きかけを行う必要がある と考えます。（コ）		
65.	P30	コメント 12 と関連しますが、ベンガルール・メトロ建設事業 におけるダブルデッキでの鉄道と道路の複合影響について は、不可分一体事業とみなすのではなく、累積的影響の検討と 考えることが適切と考えます。（コ）	鈴木 （克） 委員	本事業の検討の際には、累積的影響の検討として考えた と理解します。
66.	P36	既に環境が著しく悪化しており、EMP 等の対策をとっても JICA 協力プロジェクトにより著しい影響が生ずることが懸念 される場合には、然るべき環境対策事業の実施を担保する必 要があると考えます。 例えば、世銀が実施した上海環状道路プロジェクトに際して は、既に大気汚染が深刻な状況にあり、プロジェクトによりさ らなる著しい影響が見込まれたため、道路事業とは別に世銀 融資による大気環境改善プロジェクトが立ち上げられまし た。国内的には、関西国際空港プロジェクトで、関空へのアク セス道路の建設により、既に著しい大気汚染が生じている地 域へのさらなる負荷が加わるため、大阪府が環境改善計画を 策定し、バックグラウンド濃度の改善を図ることにより、プロ ジェクトを承認した経緯があります。 そのように、累積的影響により広域で重大な影響が想定され る場合には、JICA 協力プロジェクトだけでなく、さらなる対 応を行う必要がある旨を、P36 の表現を強化することにより 明記すべきではないかと考えます。（コ）	鈴木 （克） 委員	既に環境が著しく悪化している状態では、まず事業実施 前のベースライン調査を通じて、状況を把握する必要があ ると理解します。 その上で、既存、計画中又は合理的に予見可能な他の活 動による負荷に加え、JICA 事業による追加的な負荷が重 なり、環境・社会面への重大な影響を生じさせる場合に は、累積的影響として評価することになると考えます。 この場合、負の影響については、これを回避し、最小化 し、軽減し、緩和し、あるいは代償するために必要な方 策を評価すると共に、事業内の対策のみでは重大な影響 を回避できない場合には、関係機関による広域的な環境 改善対策との連携も選択肢となります。 ただし、別個の環境対策事業を一律に実施・担保するこ とを求めるのではなく、その必要性、対象事業との関係、 実施主体の権限及び実施可能性を踏まえて案件ごとに判 断することとなろうかと考えます。
67.	スライド 28	派生的・二次的影響と累積的影響の定義、あるいは解釈の違い が未だ少し曖昧な印象があります。例えば、現在の FAQ の記 述の 2 パラグラフ目「例えば、道路事業において...事例があ ります。」は派生的・二次的影響への懸念の事例にも受け取れ ます。定義は IFC に倣うとして、解釈と示す事例について明 瞭性が増すとより良い。（コ）	二宮 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
68.	スライド 28,29	67 に関連して、スライド 29 で対応例として示された地域灌漑開発事業は累積的影響の例として分かりやすい。（コ）	二宮 委員	コメントありがとうございます。
69.	スライド 36	派生的・二次的影響と同様に、方法論に関連して、影響が一定程度予見される場合の対応内容の一つとして、ステークホルダー協議時に累積的影響の可能性に言及することとし、利害関係者の懸念を調査に反映することが重要だと思います。（コ）	二宮 委員	ご意見参考にいたします。
70.	スライド 36	ポジティブインパクトの評価も今後の課題として重要になって来ると思われます。アンケートにも言及があり、将来的な課題としても方針案のどこかで触れておいても良いのではないかと。（コ）	二宮 委員	ご意見参考にいたします。
71.	35	「科学的な懸念および…に基づき、一般的に重要であると認識される影響に限り」の指す「科学的な懸念」は、例えば生物種で VEC を想定する場合に、既に絶滅の危険について科学的に懸念が確認されている（レッドリストに掲載されているなど）ことが条件になるということでしょうか。（質）	柴田 委員	世銀、ADB、IFC で記載されている“scientific concern”という表現についてのご質問と理解します。各機関がどのような意味合いで同用語を使用しているか不明確な部分もありますが、質問で例示されているように何らかの科学的なデータに基づきその懸念が示されている必要があると認識します。
72.	35,36	GL、FAQ、P35,P36 の記載を通じて、累積的影響の説明において「個別には軽微な影響であっても」積み重なることで著しい影響となる恐れのあるものであることを示す表現がありません。これは、累積的影響を考える際に重要な観点とされますので、いずれかの説明で触れるのはいかがでしょうか。（コ）	柴田 委員	ご指摘を踏まえ、スライド 36 において下線部の追記を行いました。 （修正後）累積的影響は案件内容や地域特性によってさまざまであり、確認すべき影響の範囲や調査・予測・評価の方法論は明確な基準や要件はない。 <u>個別には軽微な影響であっても積み重なることで著しい影響となる恐れもあり、引き続き事例を積み上げ検証を行う。</u>
その他				
73.	24&25	環境社会配慮調査を実施する際、「JICA が協力を行う対象との因果関係が説明できる内容・範囲であることを前提としつつ」、「合理的と考えられる範囲で調査・検討・対応する」との	長谷川 委員	2020 年のガイドライン改正時において「合理的」の基準について明確な議論はなされていないと理解します。しかしながら、時間的・人的・予算的制約があるなかで対

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		表現が多くあるが、そもそもガイドラインにおける「合理的」の基準はどこに求めるべきか。（質）		応できる範囲が合理的な内容・範囲であると考えます。
74.	4&23	直近のガイドラインの見直しで、「ポジティブな」影響はどのように扱われるべきか。とりあえず代替案検討で積極的に評価対象としてはどうか。（質・コ）	長谷川 委員	現行ガイドラインにおいて「JICA は、相手国等から提出された環境アセスメント報告書等を用いて環境レビューを行う。プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境社会影響について確認する。」と記載のある通り、ポジティブな影響についても確認する対象としております。ご意見参考にいたします。
75.	4,7&21	長期的影響を考慮するにあたっては、どの程度のプロジェクト・ライフサイクルや時間的スパンを想定するかが課題となる。極端な例としては、原子力発電所建設事業供用後の発電所解体処理に伴う核のゴミのもたらす影響についても考慮すべきか。（質）	長谷川 委員	世銀 ESS1 ガイダンスノート 23.5 では、単なる可能性のある影響、または投機的（speculative）と見なされる影響は“合理的に予測できる”とはみなされないと説明されています。そうしたことから、長期的影響においても科学的懸念に基づき重要と認識された影響について個別案件ごとに合理的な範囲で考慮します。
76.	P7	「プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することとされていますが、具体的にどのようにするのでしょうか？ 工事に関する影響については、工事用物資の入手先とか入手方法、搬入方法等について検討することが考えられるかと思えます。 供用時の影響については、例えば、道路等に関し 10 年後、20 年後に計画交通量に達した段階での影響について検討することが考えられます。後者の場合、実際の影響を確認するためには、計画交通量に達した時点でのモニタリングが必要と考えられますが、そのようなモニタリングは計画されるのでしょうか？（質）	鈴木 （克） 委員	上記 No. 75. 回答ご参照ください。
77.	4	不可逆的影響に加え、長期的なポジティブな影響についても、今後のアセスメントのあり方を考える上で重要な論点だと思います。今後の検討に向け、こうした事例の蓄積を期待します。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
78.	36	Good Practice Handbook については、正式な文書名を記載した方が、読者が検索して参照しやすいかもしれません。 Cumulative Impact Assessment and Management: Guidance for the Private Sector in Emerging Markets (2013)（コ）	石田 委員	スライド 36 にて修正を加えました。
79.	5	今回の論点のひとつは、環境社会配慮の対象となる「時空間的な範囲」をどのように設定し、どこまでを調査・検討の対象とするか、ということではないかと思います。そう考えると、不可分一体・派生・二次・累積という 4 つの概念は、事業との構造的な一体性（接合関係）や因果関係を手掛かりとして、「どこまでを事業そのものとして扱い、どこからを事業による影響として捉え、どこまでその影響を追うのか」を整理するための枠組みに相当すると考えられます。 そういうことであれば、4 つの概念の位置づけを冒頭で整理すると、理解しやすくなるのではないかと。以下はその一例です ● 4 種類の影響の位置づけ（簡潔版） ・ 不可分一体 事業の成立条件＝scope of project → 事業と付帯施設が構造的に一体である領域 ・ 派生・二次・累積 事業から外へ広がる影響＝scope of impact → 時空間的な因果連鎖に沿って周辺へ伝播する影響 ● 派生・二次・累積の違い いずれも「周辺で起こる影響」だが、因果経路(causal pathway)が異なるため区別される。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
80.	5	かなりの事例が蓄積されてきていると考えられますので、そこから実務上参考となる事例をセレクトし、チェックリストに反映するなど、リストをさらに充実させることも検討できるのではないのでしょうか。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
81.	全般	本 WG は、不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響に関わるものであり、大きな課題の一つである。不可分一体事業とは、JICA 事業とは別の主体が行う事業であるが、JICA 事業との関連を考慮しつつ環境社会配慮を実施することが望ましい事業の範囲を定めるものである。すなわち、JICA 事業の外側で行われる事業に対して、どこまで JICA 事業以外の事業の範囲を含めて JICA の環境社会配慮を適用するかというスコープの問題である。派生的・二次的影響は、JICA 事業という範囲でインパクトを評価するが、そのインパクトの間接的な影響をどこまで考慮するかという影響の及ぶ範囲の問題である。累積的影響は、同じ場所に複数の事業が過去から将来にかけて実施される場合、個々の事業のみでは捉えられない影響、地域全体の容量の観点から踏まえた影響を評価するものである。過去の事業については、ベースラインで考慮する場合、将来の事業をどこまで考慮し、かつ地域の環境容量的な観点との対比をどこまで考慮するかという問題である。いずれにせよ、JICA 事業（+α）が及ぼす影響の範囲をどこまで捉えるかの問題であるが、将来的な環境影響及び紛争が発生しないような配慮を事前に行うという点では重要である。個別事業の WG の際にまとめられる論点を有効活用しつつ知見の収集を進めていく必要がある。（コ）	林 委員	ご意見参考にいたします。
82.		カナダ影響評価法（IAA：2019）では、累積的影響評価(CEA)について「事業ごとの環境影響調査の付け足し」では限界があることを踏まえて、連邦政府や影響評価庁(IAAC)が主体となって実施する広域的な「地域アセスメント(RA)」の仕組みを導入しました。ここでは、個別の開発事業の諸元が十分に具体化する前の段階から特定の地域（開発の集中が想定される地域や生態系が脆弱な地域）全体で、環境容量や閾値(Tipping points)を事前に把握、または把握するための調査プログラムを議論することとされています。JICA の協力事業ではマスタープランレベルの事業も含まれることから、このような方法	柴田 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		も参考にできる部分があると考えコメント致します。（コ）		
83.		今月、環境アセスメント学会では、累積的影響評価への対処の考え方として「エリア対応アセスの勧め」という小冊子を作成いたしました。学会ホームページよりご覧いただけます。（蛇足ですが情報共有です。）（コ）	柴田 委員	情報共有ありがとうございます。